

「雇用関係助成金」関連書類の郵送での 提出に当たってのご注意

- **申請期限**までに到達していることが必要です。
消印が申請期限内であっても到達日が申請期限を過ぎた場合は支給申請期限内に提出されたものと認められません。
- 郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
- **書類の不備や記入漏れがないよう、事前によくご確認ください。**
- 提出された書類により審査を行います。
書類の不備又は補正すべき内容があった場合、沖縄労働局長が相当な期間を定めて提出又は補正を求めます。それでも提出又は補正がない場合は、1か月以内を期限に補正を求める書面を発します。当該期限までに提出又は補正がない場合は、**不支給となります**のでご注意ください。